

■ 第7章 第2期障がい児福祉計画 ■



■ 第 7 章 第 2 期障がい児福祉計画 ■

1. 成果目標

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

《障がい児保育》

令和元年度末の受け入れ人数は 12 人であり、令和 3 年度からの計画期間においても、同数の受け入れとして見込んでいます。

《幼稚園での障がい児の受け入れ(公立幼稚園)》

令和元年度の受け入れ人数は 15 人であり、令和 3 年度以降は各年 15 人を見込んでいます。

《放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ》

令和元年度末に放課後児童クラブで受け入れた障がい児数は 15 人であり、令和 3 年度からの計画期間においても、同数で横ばいの受け入れとして見込んでいます。

《認定こども園での障がい児の受け入れ》

令和元年度末に放認定こども園で受け入れた障がい児数は 7 人であり、令和 3 年度からの計画期間においても、同数で横ばいの受け入れとして見込んでいます。

<第 2 期障がい児福祉計画に係る見込み量等調査>

事 項	令和元年度末の 実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所	12	12	12	12
認定こども園	7	7	7	7
放課後児童健全育成事業	15	15	15	15
幼稚園	15	15	15	15

医療的ケア児の人数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

0 歳以上～ 3 歳未満	3 歳以上～ 6 歳未満	6 歳以上～18 歳未満	合計
4	6	11	21

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和5年	国指針：各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

■ 具体的な方法

○令和5年度までに事業所による設置(委託)を目指します。

また、市では巡回支援専門員整備事業にて、児童発達支援センターに求められる機能の整理や事業の枠組み(実施マニュアル)作り等を行います。

② 保育所等訪問支援の充実

	構築時期	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施済	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

○本市においては、保育所等訪問支援事業所が2ヶ所あり、ニーズに応じています。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	確保済	国指針：各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

○児童発達支援、放課後等デイサービスともに各1ヶ所で重症心身障がい児の受け入れを行っていますが、新規参入の促進に努め、今後の提供量の拡充を図ります。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期*	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	設置済	国指針：各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和5年度末までに確保することとされている。

■設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	宮古島市自立支援協議会(子ども支援部会)を協議の場とする。

	設置人数	配置時期及び人数			備 考
		令和3年	令和4年	令和5年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0	1	1	1	



○令和2年度 障害者週間作品展

2. 第2期のサービス別見込量

(1) 障害児通所支援

ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

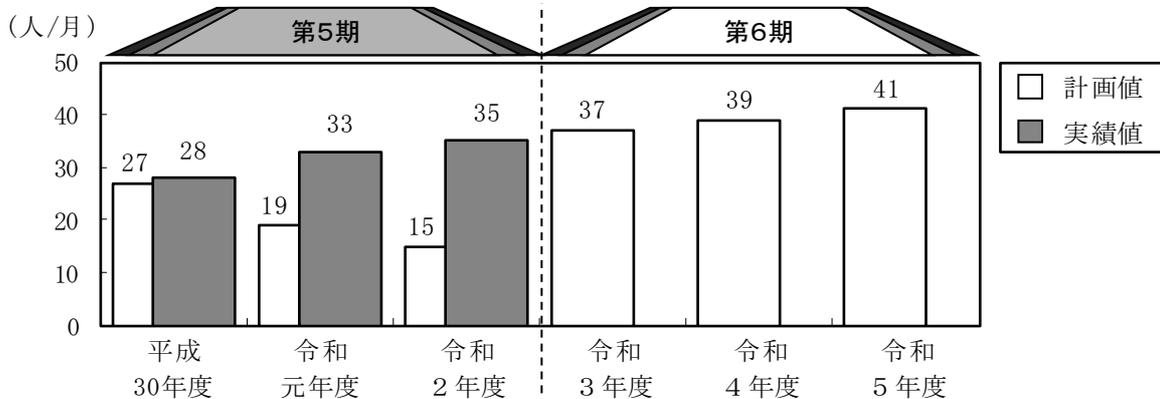
平成29年度から令和元年度まで2人増加、移住者の増加などを考慮し、年2人増を見込んで算定しました。利用量は1人あたり17日利用するものとして算定しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	27	19	15	37	39	41
実績値	人/月	28	33	35	—	—	—
計画と実績の差		1	14	20			

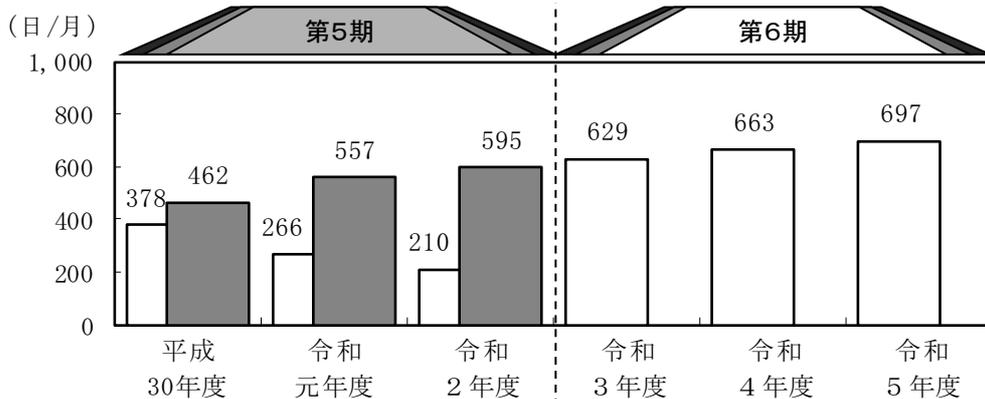
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	378	266	210	629	663	697
実績値	日/月	462	557	595	—	—	—
計画と実績の差		84	291	385			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1) 医療型児童発達支援

肢体不自由児について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

【見込み量の算出根拠】

本市に事業所がなく、利用が見込めないと判断しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	0	0	0	0	0	0
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

ウ)放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【見込み量の算出根拠】

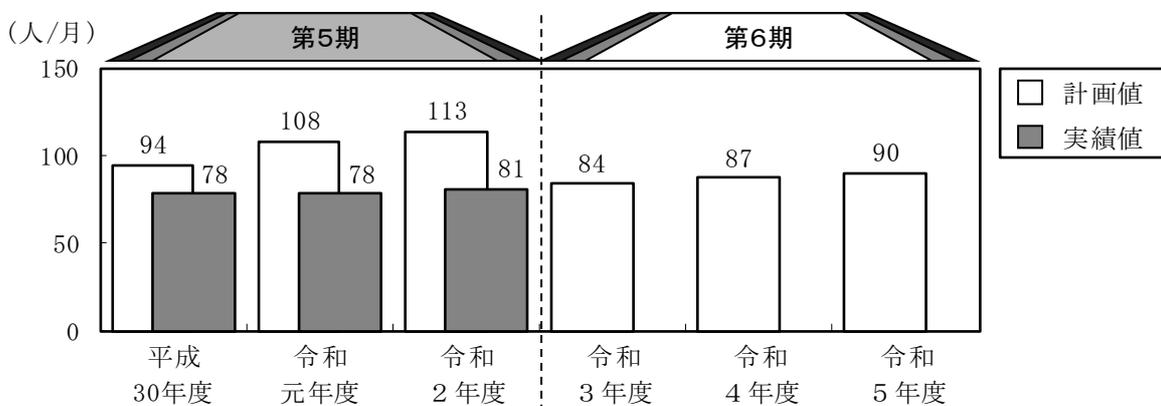
平成29年度から令和元年度まで9人増加、移住者の増加などもあり増えることが予想されますが、事業所の受け入れが限度となっていることを考慮し、年3人増を見込みました。利用量は1人あたり月17日利用するものとして算定しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	94	108	113	84	87	90
実績値	人/月	78	78	81	—	—	—
計画と実績の差		△16	△30	△32			

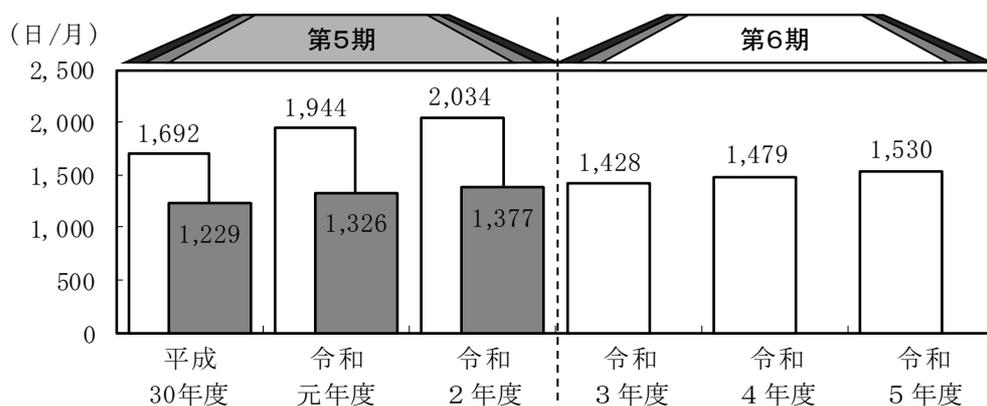
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	1,692	1,944	2,034	1,428	1,479	1,530
実績値	日/月	1,229	1,326	1,377	—	—	—
計画と実績の差		△463	△618	△657			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



イ) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【見込み量の算出根拠】

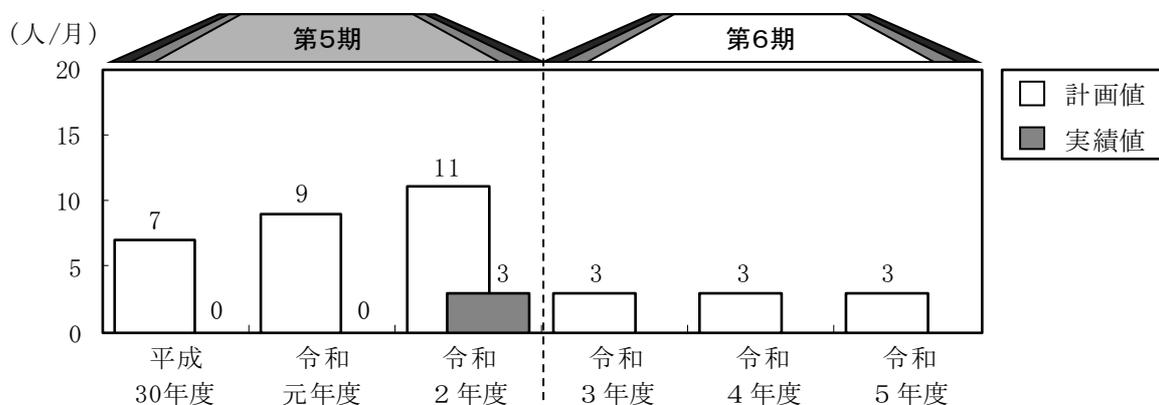
年間を通じて3人程度の実績があり、利用日数は1人あたり2日程度となっています。事業所も2ヶ所であることを考慮し、現状のまま推移すると予想しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	7	9	11	3	3	3
実績値	人/月	0	0	3	—	—	—
計画と実績の差		△7	△9	△8			

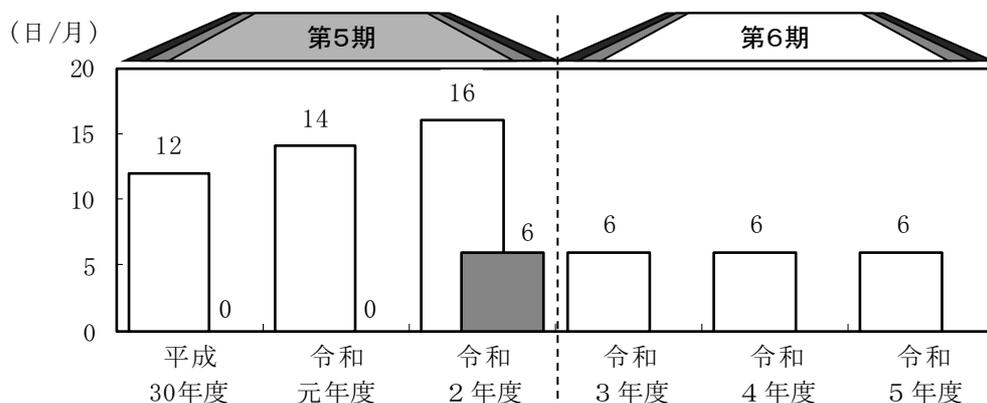
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	12	14	16	6	6	6
実績値	日/月	0	0	6	—	—	—
計画と実績の差		△12	△14	△10			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



わ) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

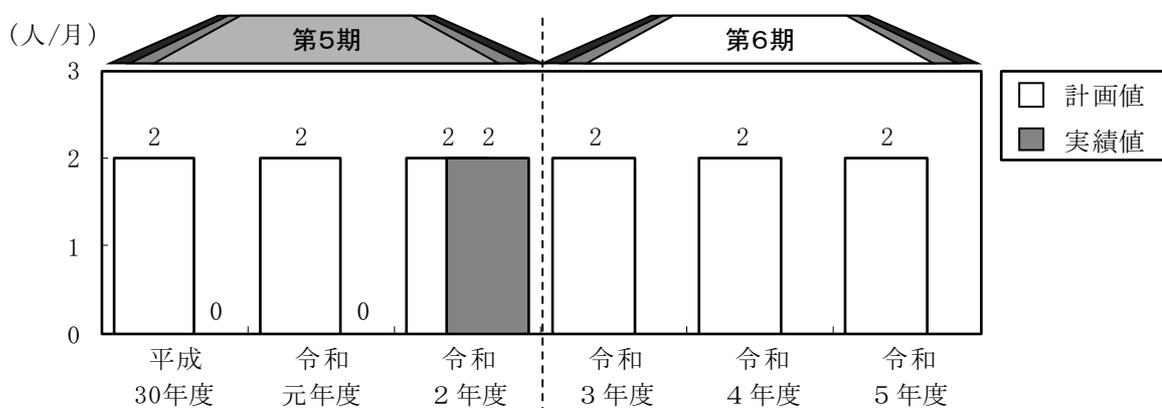
【見込み量の算出根拠】

利用実績はありませんが、事業所が1ヶ所あり、2人程度を見込みます。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	2	2	2	2	2	2
実績値	人/月	0	0	2	—	—	—
計画と実績の差		△2	△2	0			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



か) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

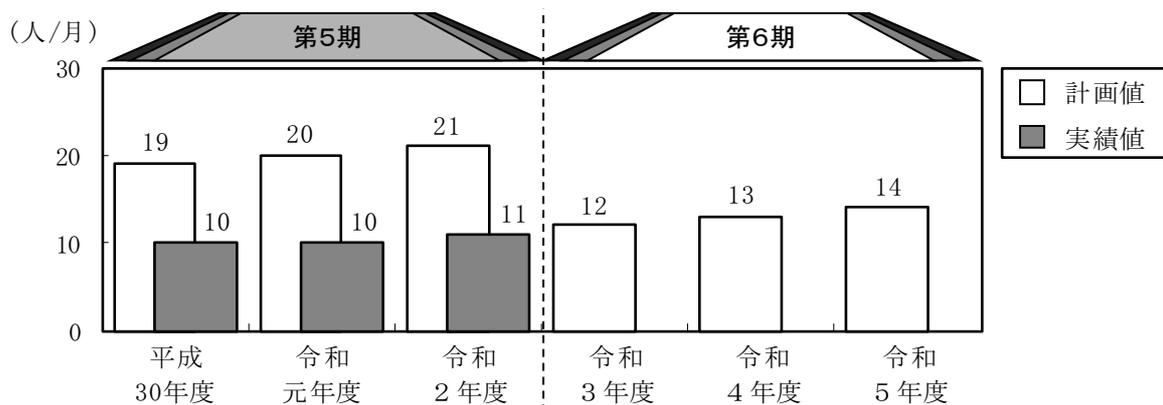
【見込み量の算出根拠】

児童発達支援、放課後児童デイサービスの見込み量を踏まえ、年1人増を見込みました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	19	20	21	12	13	14
実績値	人/月	10	10	11	—	—	—
計画と実績の差		△9	△10	△10			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【障がい児サービス等の見込み一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用者	人/月	28	33	35	37	39	41
	利用量	日/月	462	557	595	629	663	697
医療型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者	人/月	78	78	81	84	87	90
	利用量	日/月	1,229	1,326	1,377	1,428	1,479	1,530
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	0	3	3	3	3
	利用量	日/月	0	0	6	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	2	2	2	2
障害児相談支援	利用者	人/月	10	10	11	12	13	14

※令和2年度は、見込みの数値

(2) 障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

各サービスの利用ニーズを満たす供給量を確保するために、利用者数の推移やニーズの動向を把握しながら、サービスの提供が不足しないようサービス事業所との調整や新規参入促進などを図ります。

また、提供量の量的確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。

居宅訪問型児童発達支援等の新しいサービスを含め、利用の周知を図るほか、事業所に対しても周知やサービス開始にかかる情報提供を行い、参入の促進を図ります。